

## 部分意匠の類否判断について

知的財産高等裁判所 平成28年1月27日判決

平成27年(ネ)第10077号 意匠権侵害差止等請求控訴事件

原 田 雅 美\*

**抄 録** 本事案は、部分意匠の意匠権に関する侵害訴訟である。判決において、部分意匠の類否判断を行う際に、破線部の形状から意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途を類推し、被告意匠の当該部分との機能の違いを参酌して、本件意匠と被告意匠とは美感が異なり、類似するものではないと結論したものである。

部分意匠の破線部の解釈及び意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途については、その取り扱い、解釈に種々の説があるところ、原判決及びその控訴審判決ともに破線部及び意匠登録を受けようとする部分の物品における機能についても参酌すべきことを説示したものであり、部分意匠について意匠登録出願を行おうとする者、部分意匠権を権利行使しようとする者に対して、重要な示唆を含んでいる。

出願人においては、特徴部分について意匠登録を受けようとする際には、破線部の位置づけ、当該部分の物品における機能等に留意が必要である。

### 目 次

1. はじめに
2. 事案の概要
3. 部分意匠の定義と類否判断
4. 原判決及び控訴審判決の検討
  4. 1 意匠登録を受けようとする部分の機能と類否判断
  4. 2 部分意匠の類否判断における先行登録例の参酌
5. おわりに

### 1. はじめに

本稿は、筆者が、部分意匠<sup>1)</sup>制度導入の法改正、審査基準の検討、及びその後の審査・審判実務に長年携わってきた経験から、今回の原判決及びその控訴審判決について考察するとともに、部分意匠に関する出願、権利行使等の実務

に対する留意点を導き出そうとするものである。

### 2. 事案の概要

本件は、意匠に係る物品を包装用箱とする意匠登録第1440898号の意匠権を有する原告が、被告に対し、本件意匠権の侵害を構成すると主張して、被告商品の販売等の差止め、被告商品及びこれに使用した各包装用箱の廃棄、信用回復の措置として謝罪広告の掲載、並びに、意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償金等の支払を求めた事案である。

これに対して裁判所は、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡し、その控訴審においても、知財高裁は控訴を棄却した<sup>2)</sup>。

\* 弁理士 Masami HARADA

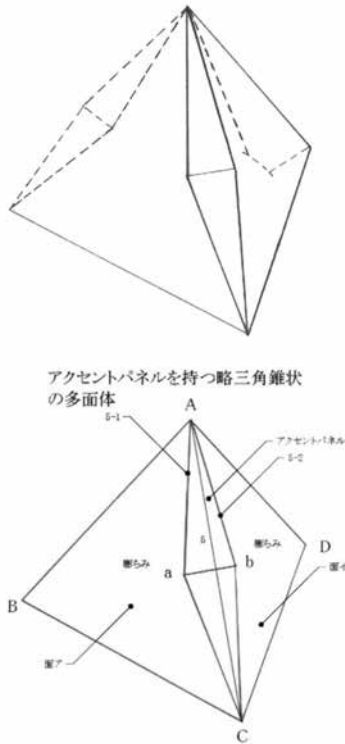


図1 本件意匠

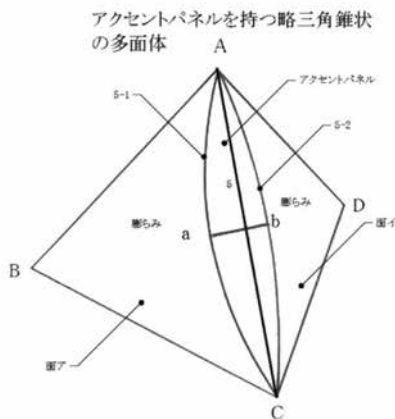


図2 被告意匠

知財高裁は原判決の「部分意匠に関する類否判断の留意点について」の判断を一部補充し、概ね、以下のように述べている。

「本件意匠は、意匠に係る物品を包装用箱とする部分意匠であることから、その類否判断の留意点について、まず、検討する。意匠とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものであり、一定の機能及び用途を有する「物品」を離れての意匠はあり得ないところ、「物品の部分」の形状等の外観に関する部分意匠においても同様であると解されるから、部分意匠においては、部分意匠に係る物品とともに、物品の有する機能及び用途との関係において、意匠登録を受けた部分が物品においてどのような機能及び用途を有するものであるかが、その類否判断の際には確定される必要がある。

そして、…物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、一組の図面において、意匠に係る物品のうち、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、その特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載することなどが定められているから、部分意匠として意匠登録を受けた部分が、物品全体の形態との関係において、どこに位置し、どのような大きさを有し、物品全体に対しどのような割合を占める大きさであるかは、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。すなわち、部分意匠は、物品の部分であり、意匠登録を受けた部分だけで完結しないから、破線によって示された形状等は、それ自体は意匠を構成するものではないとしても、意匠登録を受けた部分がどのような用途及び機能を有するといえるものであるかを定めるとともに、その位置等を事実上画する機能を有するものであるというべき

で、意匠登録を受けた部分の物品における機能及び用途を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。

もっとも、部分意匠制度は、破線で示された物品全体の形態について、同一又は類似の物品の意匠と異なるところがあっても、部分意匠に係る部分の意匠と同一又は類似の場合に、登録を受けた部分意匠を保護しようとするものであることに照らせば、部分意匠の類否判断において、意匠登録に係る部分とそれに相当する部分の位置等の差異については、上記部分意匠制度の趣旨を没却することがないようにしなければならず、破線部の形状等や部分意匠の内容等に照らし、通常考え得る範囲での位置等の変更など、予定されていると解釈し得る位置等の差異は、部分意匠の類否判断に影響を及ぼすものではない（知財高裁平成18年（行ケ）第10317号平成19年1月31日判決参照）。

そのうえで、本件意匠と被告意匠との類否判断について、まず本件意匠の要部として、「4面の三角形で形成される略三角錐形状をした包装用箱の意匠それ自体は、少なくとも本件意匠登録の出願前に日本国内において公然知られたものである一方、略三角錐形状をした包装用箱の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面（アクセントパネル）を頂点間の全長にわたり設けた構成は、本件意匠登録の出願前に公知でなかったことに照らすと、本件意匠の要部は、上記の基本的構成態様を前提として、当該稜線の縦方向中央を垂直に横切る谷折り線を底辺とし、天頂に位置する点を頂点とする二等辺三角形と、上記谷折り線を底辺とし、底面を形成する点を頂点とする二等辺三角形の2つの平坦な二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させて略菱形の面（アクセントパネル）を形成したこと、アクセントパネルの上下中央

部分（上記二等辺三角形の底辺部分）は、最もへこんだ最大幅部を形成していること、アクセントパネルの縦の長さとの中央部分の幅の比は、約8対1であることにありと認めるのが相当である。」

と認定し、

「本件意匠と被告意匠とは、本件意匠の要部を構成するアクセントパネルの具体的形状において、差異があるところ、直線で構成された略菱形形状は、一般的にシャープで固い印象を与えるのに対し、曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。また、アクセントパネル上下中央部分の具体的形状の差異により、本件意匠のアクセントパネルは、二等辺三角形の底辺部分をあえて折曲部分とした形状が際立っており、多面体としての外観上の装飾機能を強く感じるのに対し、被告意匠のアクセントパネル上下中央部分は、アクセントパネルに含まれない2つの頂点を結んでアクセントパネルを横断する折れ線部が水平方向に現れたにすぎず、折曲していないため、看者にとって単なる折り目として認識されるにすぎない点において、そこから受ける美観<sup>3)</sup>が異なる。さらに、アクセントパネルの縦の長さとの中央部分の幅の比が、本件意匠では約8対1であり、ほっそりと鋭い感じを与えるのに対し、被告意匠では約4対1であり、でっぴりとゆるやかな印象を与える。したがって、本件意匠と被告意匠とは、上記の点において美観<sup>4)</sup>を共通にするものとはいえない。

また、本件意匠は、部分意匠であるため、類否判断に当たっては、当該意匠それ自体のみならず、当該部分の物品全体における位置等についても参酌すべきことは、前記1のとおりであるところ、本件意匠では、アクセントパネルとは別の面に包装用箱の開口部が設けられ、アクセントパネルは開口部としての機能を有していないのに対し、被告意匠では、アクセントパネ

ルが開口部として配置されていることにより、開口部としての機能を有している点においても差異がある。本件意匠に係る物品である包装用箱の機能として、収納された物品を取り出すことは必須であることからすると、開口部の配置は、包装用箱の需要者たる事業者や箱に収納された品物を購入する一般消費者にとってみれば、大きな差異であるというべきで、本件意匠と被告意匠とは、この点においても美観<sup>5)</sup>を共通にするものとはいえない。」

「以上の点に関し、原告は、意匠登録第1193959号(甲8)の意匠を本意匠とし、意匠登録第1194201号(甲9)の意匠及び意匠登録第1194202号(甲10)の意匠を関連意匠とする意匠登録がされていることなどの事情に照らし、本件意匠と被告意匠のアクセントパネルの具体的な形状の差異は意匠全体の類否判断に影響しない旨主張する。しかし、甲8意匠及び甲10意匠において、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本の両端を除く部分に形成されている二つの略菱形の凹状の面や、甲9意匠において、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本の両端を除く部分に形成されている二つの略紡錘状の凹状の面は、本件意匠におけるアクセントパネルのように、三角錐形状の稜線に沿って設けられたものではなく、また、当該三角錐の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本に、その天頂に位置する点から底面を形成する点に至るまでの全体にわたって、形成されているものでもない。本件意匠と被告意匠との差異点が看者に与える美観<sup>6)</sup>の差異の程度は、甲8意匠ないし甲10意匠における上記凹状の面の差異点が看者に与える美観<sup>7)</sup>の差異の程度とは、量的にも、質的にも異なるものというべきであって、原告の上記主張は、採用することができない。」

「本件意匠に係る物品が包装用箱であり、包装された内容物を取り出すことが必須となるも

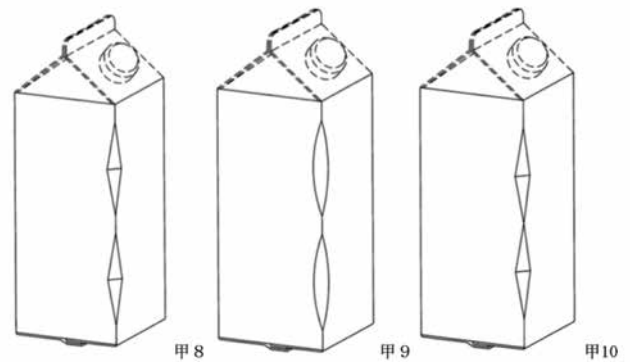


図3 甲8～甲10

のであるから、アクセントパネルを有する包装用箱の開口部を包装用箱のどこに配置するかや、開口部とアクセントパネルの位置関係は、外観としての美感に影響を与えるものというべきである。そして、前述のとおり、開口した場合にもアクセントパネルがアクセントとしての形状を保つか否かによって、外観に差異が生じるといえる。

したがって、被告意匠において、アクセントパネル部分に包装用箱の開口部を設けている点は、もはや本件意匠における開口部の位置を通常考え得る範囲で変更したものとはいえないというべきであり、原告の上記主張は採用することができない。」

として、原告の請求を棄却した。

### 3. 部分意匠の定義と類否判断

部分意匠制度は、平成10年意匠法改正により導入された制度である。それまで全体意匠でしか権利を認められなかったため、「独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体での侵害を避ける巧妙な模倣」<sup>8)</sup>に対し、意匠権の強化が叫ばれていた。

そこで、全体の中で特徴ある部分についての創作を認め、意匠権の強化を狙ったものである。

意匠法の条文上は、第2条第1項に「物品の部分を含む」としか表れてこず、その他の登録

要件等は全体意匠と何ら変わりがないということから、その類否判断手法等は意匠審査基準に委ねられている。

このことから、部分意匠については、その定義、類否判断等に種々の説が生じ、特に破線部の解釈等に様々な主張がなされているのが現状である。

破線部についてあまり重視せず、実線で描かれた部分について、あたかも部品の意匠と同様に独立的にとらえて類否判断を行おうとする説（独立説といわれる）、破線部を含め意匠登録を受けようとする部分の占める位置、大きさ、範囲等を参酌して類否判断を行おうとする説（要部説といわれる）等、それに派生する考え方があふれている<sup>9)</sup>。

しかしながら、制度導入の趣旨及び背景、そして唯一体系的に類否判断手法をまとめている意匠審査基準に則り、部分意匠についての解釈や類否判断を行うことが必要であろうと考える。

条文上に部分意匠に関する規定が細かく記されておらず、意匠審査基準に委ねられていることから、部分意匠の類否判断に当たっては、全体意匠の類否判断手法と異なる点が何点か存在する。

- ① 意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途を認定する
- ② 意匠登録を受けようとする部分の全体に対する位置、大きさ、範囲を参酌する
- ③ 意匠登録を受けようとする部分について一定のまとまりを必要とする
- ④ 先後願関係（意匠法第9条及び10条関係）において、全体意匠との比較検討を行わない<sup>10)</sup>というような点である。

④については、全体意匠と部分意匠とでは出願の形式が異なるため、同列に扱わないとの取り決めであるが、このような規定はむしろ条文で明確に規定することが望ましいのではないかと思われるが、本稿での言及は避けることとす

る。

①から③についての規定は、部分意匠制度導入の背景及び趣旨より捉えることが必要である。

全体意匠の中にあつて特徴ある部分の創作に権利を認めることから、部分意匠はあくまで全体意匠との関係の中で議論されなければならない。

意匠法第2条の「この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」という定義を文字通り解釈するならば、「物品」の意匠と「物品の部分」の意匠がある、とすべきであり、決して、「物品」の意匠と物品の「部分の意匠」が存在するのではない。「部分」を「部品」的に扱うことは、「部分」のみで独立的な権利行使が可能であり、また、「部分」のみで市場において取引されるという解釈につながり、そのような解釈は全く無理であることは自明である。

してみれば、当然に破線部を含めたものが意匠であり、実線部分はあくまでその中の特徴ある部分を定めたものに過ぎない。意匠審査基準の意匠登録を受けようとする部分の全体に対する位置、大きさ、範囲を参酌するという規定は条文の解釈からも素直に認めるべき事項であろう。部分意匠が登録され、公開された後には、破線部について、後願の意匠の類否判断においても実線と同様な扱いをすることからも、単に形状を定めていないという程度のものではないといえる。

また、部分意匠制度が全体意匠の中にあつて特徴ある部分の創作に権利を認めることを趣旨として導入されたことから、意匠登録を受けようとする部分は、全体意匠の中にあつても要部となり得るような創作であることが必要であり、全体意匠において埋もれてしまうようなごく小さな部分やまとまりのないような恣意的な

範囲について保護を図ろうとするものでも決してない。もちろん、そのような小さな部分について意匠登録を受けようとする部分意匠出願が意匠登録を受けることもあろう。しかしながら、そのような権利は非常に範囲の狭いものであり、部分意匠として狭い権利が乱立することは、そもそも部分意匠を認め意匠権の強化に取り組もうとした趣旨に大きく反することになる。

部分意匠として権利の強化を図る以上、意匠登録を受けようとする部分には、その部分自体が全体意匠の中にあっても要部の一つを占めるものでなければならず、全体意匠に求められるものと同様に、意匠登録を受けようとする部分には保護に値する特徴的な創作が必要であり、その部分における機能及び用途、一定のまとまりを必要とするのも当然である<sup>11)</sup>。

この点において、原判決で、意匠登録を受けようとする部分の機能や位置等を参酌し、また、控訴審においても「一定の機能及び用途を有する『物品』を離れての意匠はありえず、部分意匠においても、部分意匠に係る物品において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかを、その類否判断の際に参酌すべき場合があり、また、物品全体の形態との関係における、部分意匠として意匠登録を受けた部分の位置、大きさ、範囲についても、破線などによって具体的に示された形状を参酌して定めるべき場合がある。」としていることは、正しい判断である。

#### 4. 原判決及び控訴審判決の検討

さて、このような部分意匠に対する解釈から、部分意匠についての類否判断に関して、本件の原判決及び控訴審判決の内容について検討し、実務において注意する点を挙げてみる。

この原判決及び控訴審判決において重要なポイントは以下の点である。

① 類否判断において、部分意匠の位置、大きさ、

範囲について破線によって表された形状等を参酌すべきとしていること

② 部分意匠の意匠登録を受けようとする部分がどのような機能及び用途を有するものであるかが、その類否判断の際に参酌されるとしていること

③ 本件意匠と被告意匠の要部を認定、比較したうえで、過去の本意匠－関連意匠の類否判断との関係に言及していること

①及び②の点については、部分意匠の類否判断において基底をなす考え方であり、極めて重要である。また、③については、過去の類否判断基準をどのように参酌するのかという点について重要であると思われる。

#### 4. 1 意匠登録を受けようとする部分の機能と類否判断

本件意匠の要部の認定として、判決では、「4面の三角形状で形成される略三角錐形状をした包装用箱の意匠それ自体は、少なくとも本件意匠登録の出願前に日本国内において公然知られたものである一方、略三角錐形状をした包装用箱の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に沿って、凹状の面（アクセントパネル）を頂点間の全長にわたり設けた構成は、本件意匠登録の出願前に公知でなかったこと」から「当該稜線の縦方向中央を垂直に横切る谷折り線を底辺とし、天頂に位置する点を頂点とする二等辺三角形と、上記谷折り線を底辺とし、底面を形成する点を頂点とする二等辺三角形の2つの平坦な二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させて略菱形の面（アクセントパネル）を形成したこと、アクセントパネルの上下中央部分（上記二等辺三角形の底辺部分）は、最もへこんだ最大幅部を形成していること、アクセントパネルの縦の長さ中央部分の幅の比は、約8対1であることにある」としている。

本件意匠の図面には、略三角錐形状の1本の稜線を破線とし、また、一面内に取り出し口を想起させる破線を描いた以外は全て実線で表されているが、略三角錐形状をした包装用容器は公然知られており、略菱形の面（アクセントパネル）が要部と認定されたものである。したがって、略三角錐形状自体は公然知られているのであるから、略菱形の面（アクセントパネル）以外を破線で全て表したとしても部分意匠の出願趣旨としては、ほとんど相違はなかったであろう。

破線部の表し方においては、通常その物品としての成り立ちがわかる程度に開示しておけば良いとされるから、取り出し口を想起させるような破線も不要だったかもしれない。

もちろん、包装用箱としての機能を成立させるには、取り出し口を明確にしておかなければならなかったと考えて破線で描かれたのかもしれないし、ただ、部分意匠として出願する際に全体意匠の実線のうち、不要部分を破線で表しただけかもしれないが、あえて、その破線を描いたことが、本事件では、取り出し口の機能、位置の相違と判断される材料となったのである。

このことからわかるように、破線部は単純に意匠登録を受けようとする部分以外を除外するためではなく、類否判断にも少なからず影響を与えるものであることに留意しておく必要がある。

そのため、破線部についても単に全体意匠の実線のうちから不要部分を破線に置き換えるという単純な作業ではなく、意匠登録を受けようとする部分の特徴をより明確にするために、どの程度破線を描くかという観点も重要である。

本件では、要部の具体的態様における美感が異なるとして、類似しないと結論づけているが、その結論を決定的なものとしているのが、当該部分の機能の差異である。

破線で表されているにせよ、本件意匠では、

要部であるアクセントパネル以外の部分に取り出し口が設けられていることが想定されることから、少なくともアクセントパネル部は取り出し口という機能は存在しないと考えられ、一方、被告意匠は実施物であるが故、アクセントパネル部がまさに取り出し口となっていることが明確であり、両意匠はその機能が異なることとなる。

部分意匠に限らず、要部における具体的態様とその機能の相違は、機能が形状に影響を与えるものである場合には類否判断に大きな影響を及ぼすものであり、原告の主張する、「アクセントパネルが開口部であるかどうかは、視覚効果を奏するものではない。」とは言えない。

たとえ意匠登録を受けようとしな部分に表された破線であっても、そこから要部の機能が類推されるのであれば、無視することはできないし、機能が異なれば、具体的態様にも差異が表れる場合があり、結果として美感が異なることが往々にして生じるものである。

判決において「多面体の1面として注意を惹く部分であるアクセントパネルが、被告意匠に置いて開口部蓋としての機能をも有することは、看者に異なる印象を与え、専ら装飾としてのシャープで洗練されたイメージのアクセントパネルを有する本件意匠とは、異なる美観<sup>12)</sup>を生じさせ得るものと認められる。」と述べているように、機能的な相違が両意匠の美感の相違に表れることとなる。

意匠審査基準においても示されているように、部分意匠の類否判断に際して、意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途を参酌するという点に十分な留意が必要である。

仮に、本件意匠の図面において、取り出し口を想定するような破線を描かないでいた場合にはどうであったろうか？

もちろん、包装用箱として機能するためには、取り出し口は重要であるが、あえて破線で表さ

ず、取り出し口については様々な箇所（もちろんアクセントパネル部が取り出し口になることもある）が考え得るとして、要部のアクセントパネル部のみ実線で表し、他の略三角錐形状は単純な破線で表すことにとどめていた場合には、部分意匠としてのアクセントパネル部の機能について、取り出し口か否かという議論が被告意匠との間に生じなかったかもしれない。その結果、純粋にアクセントパネル部の形状についての類否判断となり、結論が変化した可能性もあったかもしれない。

部分意匠に関しては、とかく要部の実線部分の形状にのみ注意を払いがちであるが、破線部を含め「意匠」とであるという認識が必要であり、かつ、意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途に対する意識も重要である。

部分意匠という、全体において特徴ある部分について意匠登録を受けることが可能となったことにより、より戦略的に意匠登録を受けようとする部分を抽出し、権利として展開することが重要であり、漫然と全体意匠の図面から必要部分のみ実線で残すというような消去法的な出願は控えるべきである。

なぜならば、そのような認識の上での部分意匠の出願、権利の取得、行使こそ、意匠権行使に対する強力な武器を法制度として据えた部分意匠制度の本来の趣旨だからである。

#### 4. 2 部分意匠の類否判断における先行登録例の参酌

次に、形態の類否判断について検討する。原判決及び控訴審判決では要部である両意匠のアクセントパネル部について、「直線で構成された略菱形形状は、一般的にシャープで固い印象を与えるのに対し、曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。また、アクセントパネルの縦の長さで中央部分の幅の比が、本件意匠では約8対1であり、ほ

っそりと鋭い感じを与えるのに対し、被告意匠では約4対1であり、でっぴりとゆるやかな印象を与える。したがって、本件意匠と被告意匠とは、上記の点において美観<sup>13)</sup>を共通にするものとはいえない。」として両意匠は類似しないと判断している。

また、原告は、両意匠のアクセントパネル部の類否判断に対して、過去の登録例を掲げ、本件意匠と被告意匠のアクセントパネルの具体的な形状の差異は意匠全体の類否判断に影響しない旨主張したが、判決は、「甲8意匠及び甲10意匠において、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本の両端を除く部分に形成されている二つの略菱形形状の凹状の面や、甲9意匠において、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本の両端を除く部分に形成されている二つの略紡錘状の凹状の面は、本件意匠におけるアクセントパネルのように、三角錐形状の稜線に沿って設けられたものではなく、また、当該三角錐の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本に、その天頂に位置する点から底面を形成する点に至るまでの全体にわたって、形成されているものでもない。本件意匠と被告意匠との差異点が看者に与える美観<sup>14)</sup>の差異の程度は、甲8意匠ないし甲10意匠における上記凹状の面の差異点が看者に与える美観<sup>15)</sup>の差異の程度とは、量的にも、質的にも異なるものというべきであって、原告の上記主張は、採用することができない。」として退けている。

確かに、過去の本意匠－関連意匠の登録例と、本件意匠及び被告意匠の要部とでは、アクセントパネルの全体における配置や数、具体的な態様に差異があり、「量的にも、質的にも異なる」ものかもしれないし、本件意匠と被告意匠のアクセントパネルの態様については、原判決での説示どおり、縦の長さで中央部分の幅の比等に大きな違いがあり、具体的な形状に大きな差異があり、類似するとは言えないという結論は妥当



なものと考えられるが、原告は、本件意匠と被告意匠のアクセントパネルの態様が、過去の登録例では略菱形形状にしたものも略紡錘形状にしたものも類似とみていた類否判断基準に照らして、同様にこの程度の改変は、類似すると判断すべきであると主張したかったのであろう。

このような本願意匠と引用意匠との類否判断に際して、過去の本意匠－関連意匠の登録事例を参照し、その類似の幅について同様な創作の範囲内であるという主張は、類否判断実務や意見書における主張にも多く見られるものである。

本願意匠と引用意匠との類否判断は、1対1のものではなく、過去の先行意匠群の中にあつて、同じ美感という範囲内にカテゴリーされるか否かである。言い換えれば、数多くの公知意匠の中に本願意匠と引用意匠を置いた場合に、非常に近い美感を有するものであるか否かを判断するのが、意匠の類否判断手法である。

そのときに、過去に何を基準として類似と判断したのかという先例を探り、同じような関係性があれば同様な解釈を行うことが通常である。

判決において、「甲8ないし10の意匠は、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本について、その両端を除く部分に、甲8及び甲10の意匠については、2つの略菱形状の凹状の面が2つ、甲9の意匠については、2つの略紡錘状の凹状の面が設けられたものである。そうすると、これらの意匠は、そもそも直方体状であることから、三角錐形状とは本体形状の面及び辺の数が異なり、当該意匠において1つの辺が占める注目度が小さなものである上、本件意匠や被告意匠のように、包装用箱の稜線の全長にわたってアクセントパネルが1つ設けられることにより、多面体の1面としての印象を強く有する意匠とは異なることから、参考とすべきものとは解されない。」と、全く退けてしまうことは、過去の公知資料群の類似グループを形成するに当たって、どのような類否判断基準が存在して

いて、その基準を本願意匠と引用意匠に当てはめたときに当然類似と解釈すべきであるという実務上、経験上の類否判断手法に水を差すことになりかねないと危惧をする。

この改変の手法的アプローチによる類否判断手法は、創作の過程を重視したものであり、創作の結果物の見え方を重視する類否判断手法とやや異にするものである。

過去の類否判断事例を挙げて、本件意匠についての類否判断の基準にするべきであると主張することは、改変における創作の過程から、同じ創作の範囲内であるという、いわゆる創作説的な考え方である。類否判断にこのような手法を持ち込むことは、創作の価値をその源泉に遡って保護を図ろうとするものであるが、創作の成果物の美感を需要者の視点から評価する手法と対立する場合がある。

一方、類否判断に創作説的な手法を持ち込むことは、場合によっては創作非容易性を問う意匠法第3条第2項との混同を生じる危険がある。創作者の側から見て、改変の程度が同じ創作の範囲内であるという主張は、その創作の結果物の美感になんら別異な印象を与えないという需要者の立場からの評価にうまく結びつけて主張することが肝心である。

過去の類否判断事例を参酌しつつ、本件意匠の類否判断を行うことは、審査実務においても、審査の平準化と類否判断基準の継承という安定した審査には必要なことであり、その中でどの程度の改変が創作の価値を異にするものなのか、美感に違いを生じるものなのか、多面的に解釈する必要がある。過去の類否判断事例を「量的にも、質的にも異なる」と退けるのではなく、改変の手法的な観点からも検討されるべきであり、再考の余地があるのではないかと考える。この点において、原判決のみならず、控訴審判決においても同様な対応になったのはやや残念である。

もちろん、本件の場合、原告の主張する過去の類否判断事例から、同様の改変は類似の範囲内であるという主張に対し、それをくみ取ったとしても、やはり本件意匠と被告意匠とでは要部における構成や比率等が大きく異なることから、美感を異にし、類似するものではないという結論は妥当なものである。

## 5. おわりに

本事案は、部分意匠の出願に際しての効果的な図面の表し方、そして、権利化後の部分意匠の意匠権の行使の仕方に対する大きな示唆を与えたものであり、また、部分意匠の類否判断に破線部の考え方や部分の機能及び用途が影響を与える場合があることを明示した判決である。

破線部並びに意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲、機能等を類否判断において参酌するとした意匠審査基準にも合致するものである。

実務者として、少し残念なのは、判決の結論は妥当なものであるが、過去の類否判断事例の参酌の仕方が、形態の評価に傾きすぎていて、そこに創作的な観点も組み込んだ判断が示されていればという点である。この点については、さらに議論が必要であろう。

### 注 記

1) 本稿では、「部分意匠」という用語を使用しているが、条文には「部分意匠」という言葉は存在しない。

本稿では紙面の都合上便宜的に「部分意匠」という語句を用いることとしたが、本来「意匠登録を受けようとする部分」という表現が正しいと考える。

すなわち、「意匠」とは破線部を含めた全体の創作を指すのに対し、「意匠登録を受けようとする部分」とは、破線部を含めた全体の「意匠」にあって、一定の位置、大きさ、範囲を占める特徴のある部分の形態を指すものであるからである。同様に便宜的に用いる「部分意匠制度」という

のも正しくは「全体の中で特徴のある部分の創作を保護する制度」である。

このような理解を前提とせずに安易に「部分意匠」という表現が多用されると、「部分」の形態のみが全体の意匠から独立的に抜き出され、全体の創作とは無関係に議論される危険があり、注意が必要である。

- 2) 原審：東京地裁 平成26年(ワ)第12985号  
控訴審判決においては、原審の判決を一部補充、修正しつつ、その大部分を踏襲している。
- 3) ~7) 筆者注、「美感」の誤り。
- 8) 工業所有権審議会意匠小委員会『工業所有権審議会意匠小委員会報告書 - デザイン創造時代へ向けて - 』「§ 制度見直しの具体的内容」
- 9) 意匠登録を受けようとする部分（実線部分）とそれ以外の部分（破線部分）の解釈については、「意匠」の認定、部分意匠の解釈の立場の相違から、解釈が分かれている。物品の成り立ちから形態的な立場を重視し、破線部も含め部分意匠を認定しようとする「要部説」、創作された部分に着目する「独立説」とに大きく分かれる。田中大氏は独立説の立場に立ちながら、破線部の解釈を例示的な揺れ動くものとしてとらえる「揺動説」として解釈している。(パテント2000 Vol.53 No.6)  
梅澤修氏は「実存説」(独立タイプ)、「出願形式説」(要部タイプ)と整理しつつ、多くの学説や裁判例が部分意匠の実存を肯定しており、部分意匠は「実存説」で解釈されるべきであると述べている。(「意匠法の問題圏」第7回DESIGN PROTECT No.101)

10) 「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 第1章 部分意匠71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照。

また、「71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び10条の規定」において「意匠法第9条及び10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士においてその適用について判断する。」として部分意匠と全体意匠の出願は別に扱う旨を規定している。

なお、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときには、後願の部分意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められないため、意匠法第3条の2の規定

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を適用することとなる。

- 11) この部分意匠制度導入の趣旨に即して、意匠登録を受けようとする部分について、全体であっても看者の注意を強く惹くものであるか否かについて、類否判断上重視すべきという筆者の主張に近い判決として、  
知財高裁 平成26年（行ケ）10163号「携帯情報端末」  
がある。
- 12)～15) 筆者注、「美感」の誤り。

#### 参考文献

- ・特許庁「意匠審査基準」
- ・特許庁「工業所有権法逐条解説第19版」
- ・茶園成樹編「意匠法」（有斐閣，2012年）
- ・青木大也「部分意匠に係る意匠権の侵害について」  
パテント Vol.68 No.9（2015）
- ・梅澤修「意匠法の問題圏」第7回～第12回  
DESIGN PROTECT No.101～104, 106, 107

（原稿受領日 2016年2月9日）

